

第1号
令和2年(2020年)12月4日

札幌市長 秋元克広 様

札幌市入札・契約等審議委員会
委員長 高野 伸 栄



再苦情の申立てに係る意見書について (通知)

令和2年10月26日に受理した再苦情の申立てについて、「札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱」(平成22年8月3日財政局理事決裁)第5条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を作成しましたので、通知いたします。

記

【再苦情の申立てに係る調達】

1 契約担当課

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課

2 調達(借受)件名及び数量

中央図書館利用サービス課デジタルモノクロ複合機借受2台(札幌市告示第5243号)

【事務局】札幌市財政局管財部契約管理課

担当：塚田、橋本

電話：011-211-2152

意見書

1 関係人

(1) 再苦情申立人

株式会社三城

代表取締役 小川 博嗣

(2) 契約担当課

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課

2 再苦情申立人の求める判断

契約担当課が行った「中央図書館利用サービス課デジタルモノクロ複合機借受2台」の調達（リース契約）（以下「本調達」という。）について、再苦情申立人（以下「申立人」という。）が契約担当課に提示したデジタルモノクロ複合機^{*1}は、仕様書に定める同等品条件を満たしていないとして、入札参加資格（仕様書及び借受物品同等品条件に示す同等品で入札する場合は、発注課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること）がないとし、入札を無効とした通知の撤回を求める。

【※ キヤノン(株)製imageRUNNER ADVANCE DX】

3 事案の概要

(1) 契約担当課は、同館利用サービス課に設置しているデジタルモノクロ複合機2台が、令和2年9月30日付でリース期間が満了となることから、その更新のため本調達を行うこととし、令和2年8月24日、最初の入札告示を行った。

(2) 令和2年8月27日、申立人から仕様書に示す同等品が存在しない旨の指摘を受け、仕様書の一部の不備を理由に入札の中止告示を行った。

(3) 令和2年9月17日、本調達に係る入札告示を行った。

本調達に関する仕様（同等品条件）のうち、本件申立てに関する部分は、以下のとおりである。

入札告示(抄)

3 入札参加資格

(7) 仕様書及び借受物品同等品条件に示す同等品で入札する場合は、発注課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること。

借受物品同等品条件(抄)

基本 機能/ コピー 機能	ファーストコピータイム:モノクロ 4.0 秒以下
	連続複写速度(A4判横):モノクロ 40 枚/分以上
	解像度:読取 600dpi、書込 600dpi 以上
	原稿サイズ:最大 A3 判サイズ
	ウォームアップタイム:20 秒以下
	両面印刷に対応していること
	両面複写速度 40 ページ/分以上(A4 ヨコ)
	自動原稿送りに対応していること。
	自動原稿送り:原稿積載枚数 120 枚以上
	メモリー:2GB 以上
	HDD 容量:320GB 以上
	任意倍率:25%~400%以上(1%単位任意設定) 自動原稿送り使用時も同等
	用紙力セット:590 枚以上×4 段 手差し 100 枚以上装備
使用電源:AC100V・15A(50Hz) 以下	

FAX 機能	ネットワーク対応型の普通紙ファクスであること
	接続回線:G3を装備していること
	FAX 専用の排紙トレイを有し、排紙検知ランプを装備していること(FAX受信確認、取り忘れ防止のため)
	送受信サイズ:最大 A3 判サイズ
	送信ミスを防ぐため、送信前に宛先の番号が画面上で確認できること



- (3) 令和2年9月29日、同日9時30分(入札書提出期限)までに申立人を含め2者から応札があり、同日10時に開札を行い、申立人が最低価格であったが、入札参加資格の確認(同等品確認)が完了していなかったため、事後的に同等品確認を行い、同等品と認められた場合に申立人を落札者として決定する旨宣言した。
- (4) 令和2年10月2日、契約担当課は、申立人が納品予定の物品は「ウォームアップタイム20秒以下」、「排紙検知ランプを装備していること(FAX受信確認、取り忘れ防止のため)」の2点について借受物品同等品条件を満たしていないとして、入札参加資格を有しないと判断する旨の通知を行った。
- (5) 令和2年10月9日、申立人は「札幌市入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱」に基づく苦情の申立てを行った。
- (6) 令和2年10月16日、契約担当課が申立人に対し理由説明書にて回答(入札参加資格を認めない理由の説明)を行った。
- (7) 令和2年10月21日、契約担当課は本件入札の中止告示を行った。
- (8) 令和2年10月26日、申立人は札幌市入札・契約等審議委員会(以下「委員会」という。)に対し、「札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱(平成22年8月3日財政局理事決裁。以下「再苦情処理要綱」という。)」に基づく再苦情の申立てを行った。

4 争点

本件申立ての争点は、次のとおりである。

- (1) 申立人の提示した機種は、同等品条件である「ウォームアップタイム：20秒以下」の条件を満たすか。
- (2) 申立人の提示した機種は、同等品条件である「排紙検知ランプを装備していること（FAX受信確認、取り忘れ防止のため）」を満たすか。

5 争点に係る主張

上記4の争点に関する申立人、契約担当課の主張は、次のとおりである。

- (1) 申立人の提示した機種は、同等品条件である「ウォームアップタイム：20秒以下」の条件を満たすか

ア 申立人の主張

提示機種に関するメーカーの仕様一覧表によれば、「ウォームアップタイム」の項目の中に「リカバリータイム」の項目が含まれている。

また、中央図書館はFAXを利用しており、主電源を切るとFAXを受送信できないため、主電源を切らずに複合機を使用している。したがって、「ウォームアップタイム」と記載しているが、実際には「リカバリータイム」を想定していたはずである。

そして、提示した機種の「リカバリータイム」は「10秒以下」である。

よって、提示した機種は本条件を満たす。

イ 契約担当課の主張

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会が定める「静電複写機及び複合機の表示基準」（1985年6月1日実施、2019年4月改訂）別表1によると、「ウォームアップタイム」は「電源スイッチ投入後、複写可能になるまでの時間（分または秒）」と定義されている。

一方、「リカバリータイム」は「機械がスリープ状態からレディー状態に移行するまでに要する時間（秒）」と定義されている。

以上から「ウォームアップタイム」と「リカバリータイム」は別々のものであると考えられる。

なお、申立人の主張どおり、実際にはFAXを使用するために複合機の電源を常時入れていることを考えれば、「ウォームアップタイム」ではなく「リカバリータイム」を同等品条件として定めるべきであったと考えるが、「ウォームアップタイム」を同等品条件に定めて告示した以上、これを「リカバリータイム」と読み替えるべきではないと考える。

したがって、申立人が提示した機種の「ウォームアップタイム」は「24秒以下」であるから、同等品条件を満たしているとは言えない。

- (2) 申立人の提示した機種は、同等品条件である「排紙検知ランプを装備していること（FAX受信確認、取り忘れ防止のため）」を満たすか

ア 申立人の主張

排紙検知ランプは装備している。

「FAX用紙を取り除くまで排紙検知ランプが点灯し続けなければならない」という条件は仕様書の借受物品同等品条件の記載からは読み取ることはできない。



イ 契約担当課の主張

FAX受信に気付かずにそのまま放置されることを防ぐため「取り忘れ防止のため」と記載しており、「FAX用紙を取り除くまで排紙検知ランプが点灯し続けなければならない」ということが同等品条件である。

そして、申立人が提示した機種はこの機能がないため、同等品条件を欠くと認められる。

6 関係資料

(1) 申立人

令和2年10月9日付け不服申立書（苦情申立書）

令和2年10月23日付け再苦情等申立申請書

(2) 契約担当課

令和2年10月2日付け一般競争入札参加資格審査結果通知書

令和2年10月15日付け入札参加資格に係る理由説明書

7 委員会における検討

委員会は、申立人の令和2年10月23日付け本申立てについて、同月26日受理した。苦情に関する検討のため、令和2年11月19日に委員会を開催した。

8 委員会における結論

下記9の理由により、本調達の同等品条件に係る申立人の主張のうち、排紙検知ランプに関する部分は認められるが、ウォームアップタイムに関する部分は認められない。よって、申立人の入札参加資格はないものと判断される。

9 当該結論に至った理由

(1) 4 争点(1)「申立人の提示した機種は、同等品条件である「ウォームアップタイム：20秒以下」の条件を満たすか」について

調達物品の仕様書記載の解釈が異なる場合は、社会通念により判断することが適当と考えられ、その判断をするうえで、当該物品に関する事業者団体等による定義付けは1つの重要な考慮要素となりうる。

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会が定める「静電複写機及び複合機の表示基準」によれば、「ウォームアップタイム」と「リカバリータイム」は異なるものとして定義されている。

なお、申立人の提示した機種メーカー（キヤノン）の仕様一覧表には「ウォームアップタイム」の項目の中に「リカバリータイム」の項目が含まれているものの、「ウォームアップタイム」の表示として示されている「主電源立ち上げ時」とは異なる項目として「所要時間」が記載されている。

以上のことからすると、「ウォームアップタイム」と「リカバリータイム」には関連性・類似性が認められるものの、機能の表記としては異なるものと考えられる。

確かに、実態としてFAXを使用するために複合機の電源を常時入れていることを考えれば、「ウォームアップタイム」ではなく「リカバリータイム」を同等品条件として定めることが適切であったとも考えられるが、「ウォームアップタイム」を同等品条



件に定めて告示した以上、これを「リカバリータイム」と読み替えることは困難である
と考える。

そして、申立人が提示した機種種の「ウォームアップタイム」は「24秒以下」である
から、仕様書に定める同等品条件を満たしているとは言えないと判断する。

(2) 4 争点(2)「申立人の提示した機種は、同等品条件である「排紙検知ランプを装備
していること（FAX受信確認、取り忘れ防止のため）」を満たすか」について

仕様内容については、公平な入札を実現するとともに、契約締結後に受注者との間
で疑義が生じることを防止する観点から、仕様書に明確に記載することが求められる。

排紙検知ランプに関する記載は、仕様書の借受物品同等品条件に「排紙検知ランプ
を装備していること（FAX受信確認、取り忘れ防止のため）」とだけ記載されており、
それ以外にこの条件に関する記載はない。

あくまで本文としては「排紙検知ランプを装備していること」としか記載されてお
らず、かっこ書きの「取り忘れ防止のため」という補足のみで、「FAX用紙を取り除
くまで排紙検知ランプが点灯し続けなければならない」という条件まで読み取るこ
とは困難と考えられる。

したがって、あくまで同等品条件は「排紙検知ランプを装備していること」であり、
「FAX用紙を取り除くまで排紙検知ランプが点灯し続けなければならないこと」は
条件ではないと考えられる。

よって、申立人の提示した機種は、同等品条件を満たしていると判断する。

10 是正措置

中止となった本調達への是正措置ではないが、今後について、再苦情処理要綱第5条
第2項の規定に基づき、市長に対し次の是正措置を求める。

(1) 仕様について

ア 仕様内容は、わかりやすく具体的に記載すること。

イ 同等品条件の設定にあたっては、事務事業において必要最小限の条件とするなど
し、その内容が入札価格に及ぼす影響を再認識するとともに、常に市民目線をもっ
て費用対効果を検証した上で、入札参加者の公平性及び競争性が確保されたものと
すること。

(2) 入札執行等について

ア 入札告示等には、同等品条件の確認に係る時期を明確に示し、入札参加者へ十分
な説明を行うことに配慮すること。

イ 公正で公平な入札のため、手続等の透明性に疑念を抱かせることのないよう、資
格審査の手続きを明確にするなどし、常に円滑な執行に努めること。

令和2年12月4日

札幌市入札・契約等審議委員会

委員長 高野 伸 栄

委員 上机 美穂

委員 中川 晶比兒

委員 平松 桂樹

委員 松村 史穂